

農地をおもちの皆様へ

ともに宮城の農業の明日へ
～あなたの農地がふるさとの力に～

ふるさと、農村は農業が維持されてこそふるさと、多くの皆さんのふるさとのイメージではないでしょうか。そのふるさとにあって農業を続けていこうとする方を、離れた地からも応援できる大変意義深いお話です。

緑豊かな農山村は国民すべての財産です。多彩で豊かな食料を提供するだけではなく、豊かな生活環境をもたらすからです。その農山村は農林業がしっかりと営まれることで維持されています。美しい田園風景は日々の農作業の賜です。

今、農山村では、長い間、県民、国民の食を支えてきた方々が道を譲ろうとしています。しかし近くに譲る相手がおらず、農地を有効に利用していけるか心配される地域があります。その一方で、もっと農地を広げたいという農業経営者がいますが、分散した農地では効率が上がらない等の悩みがあります。農業生産の場である「農地」をうまくリレーすることが必要です。

しっかりとした農業経営者がいて、一線を退いた農家もその知恵を活かして一緒に農作業をする、そのような姿をめざし、地域の農地をうまくまとめて利用しようという取り組みが各地で行われています。それが「農地中間管理事業」です。

平成26年4月から全国でスタートしました。貸したい農地を「農地中間管理機構」に預け、借りたい経営者にまとめて転貸するしくみです。それぞれ、相手探しをしなくてすみすし、賃料も機構とのやりとりだけになる等のメリットがあります。

そこで、ふるさとに農地をお持ちで、当分、自分では利用しないという方には、ぜひこの「機構」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

すでに、農地を貸したり、管理作業をしてもらったりしていても、この「機構」を利用すれば、将来、自ら農業をする場合や、貸付先の都合で替わりの方が必要になった、等の要望に円滑に対応できるメリットもあります。

緑と活気のあるふるさとづくりを、農地の有効活用で応援していただければ幸いです。

なお、宮城県の「農地中間管理機構」は、知事から公益社団法人みやぎ農業振興公社が指定を受け、市町村や農業委員会、農業協同組合等の協力を得て業務を行っております。ご相談は、当公社、宮城県農林水産部、県内各市町村でお受けしております。

今後とも、ゆたかな宮城の農業・農村をめざして本事業を推進して参りますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

平成30年4月

宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社) 理事長